

安全 6 - 1 - 2

H-II B ロケット 2 号機の打上げに係る  
飛行安全計画

(抜粋)

~~平成 22 年 11 月~~  
平成 22 年 11 月 A 改訂

独立行政法人  
宇宙航空研究開発機構

説明者
宇宙輸送ミッション本部 宇宙輸送安全・ミッション保証室
室長 佐藤 隆久

### 1.3 関連法規等

#### 1.3.1 法令

国内法令等には、飛行安全という用語はなく、また、特にその内容を直接規定する条文はない。航空機及び船舶に対する通報に関しては「航空法」及び「海上保安庁法」に基づき実施する。国際的には「宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約」があり、ロケット打上げ国の損害賠償に関する義務が明文化されている。日本は本条約に1983年6月に加入した。上記の飛行安全の目的及び実施範囲は本条約の主旨に沿っている。

#### 1.3.2 宇宙開発委員会 基準

- (1) ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準（平成22年11月4日）

#### 1.3.3 独立行政法人 宇宙航空研究開発機構 規程

- (1) 安全管理規程（規程第16-2号）
- (2) 人工衛星等打上げ基準（規程第15-37号）
- (3) H-IIIBロケット2号機打上隊の編成について（宇宙輸送ミッション本部長決定第22-2号）